

令和3年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針

高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第47条第1項の規定による増養殖用種苗の供給のためのうなぎ稚魚（しらすうなぎ）の採捕許可については、規則定めるところによるほか、この方針及び令和3年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱要領の定めるところによる。

なお、今後のうなぎ資源の状況を見て、採捕許可の中止を検討するものとする。

（目的）

第1条 この方針は、高知県におけるうなぎ稚魚（以下「しらすうなぎ」という。）の採捕について、資源の保護、漁業調整等を図り、統制ある採捕及び適正な供給を行うことを目的とする。

（許可対象者）

第2条 許可は、採捕されたしらすうなぎを集出荷する責任者（以下「集出荷責任者」という。）を配置し、集出荷体制が整備され統制ある採捕が行われると認められる場合において、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

- （1）県内に所在する漁業協同組合（以下「漁協」という。）
- （2）県内の同一市町村内に住所を有する者で組織するしらすうなぎ採捕団体（以下「採捕団体」という。）で、前年度に許可実績のあるもの

（許可の区分）

第3条 水域区分ごとの許可対象者は、次に定めるとおりとする。

- （1）許可対象者は、漁業権者及び当該漁業権者の同意を得た者とする。
- （2）高知港内における許可対象者は、高知県漁業協同組合浦戸支所、高知支所及び御豊瀬支所とすること。
- （3）片島港内における許可対象者は、すくも湾漁業協同組合とすること。
- （4）須崎港内における許可対象者は、須崎釣漁業協同組合、錦浦漁業協同組合及び須崎町漁業協同組合とすること。

（5）漁業権のない河川における許可対象者は、前年度に許可実績のある者とする
と。

（採捕従事者数）

第4条 第2条の規定により許可を受けた者（以下「許可名義人」という。）ごとのしらすうなぎの採捕に従事する者（以下「採捕従事者」という。）の数は、前年度の採捕従

事者数を上回らないものとし、削減に努めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、漁業権者の同意を得て新たに漁協が許可名義人となる場合は、当該採捕区域における採捕従事者数は、前年度を上回らないものとする。

(集出荷体制)

第5条 許可名義人は、集荷したしらすうなぎについては、一般社団法人高知県しらすうなぎ流通センター（以下「流通センター」という。）に出荷しなければならない。ただし、許可名義人は、必要があるときは、集出荷業務を代行する者（以下「指定集荷人」という。）を置くことができる。

(欠格事項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、採捕従事者になることができない。

- (1) 18歳未満又は高等学校若しくは高等専門学校の3年生までの生徒
- (2) 県内に住所を有していない者
- (3) 暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (4) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある者
- (5) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した者
- (6) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した者
- (7) 令和3年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱要領（以下「令和3年度取扱要領」という。）の6で定める暴力団排除に関する誓約書（個人の場合は様式4、法人の場合は様式5及び様式5の2とする。）を許可名義人を通じて知事に提出していない者
- (8) 令和2年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針の施行の日である令和2年10月15日からこの方針の施行の日の前日までの間に、しらすうなぎの採捕を違法に行ったことが明らかになった者
- (9) 指定集荷人及び現場責任者

2 前項第2号から第7号までの規定のいずれかに該当する者は、指定集荷人及び指定集荷人の集出荷に携わる者（以下「現場責任者」という。）になることができない。

3 前項第2号から第7号までの規定又は次のいずれかに該当する団体は、指定集荷人になることができない。

- (1) 暴力団
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等である団体
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配している団体
- (4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している団体
- (5) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している団体
- (6) 役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用した団体
- (7) 役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体

(採捕区域及び採捕数量)

第7条 採捕区域及び採捕数量は、次に定めるところにより決定するものとする。

- (1) 漁業権のある河川の河口付近の採捕区域は、当該漁業権者との調整を経て定めること。
- (2) 高知港内における高知県漁業協同組合浦戸支所、高知支所及び御豊瀬支所の採捕区域は、高知県漁業協同組合浦戸支所、高知支所及び御豊瀬支所との調整を経て定めること。
- (3) 採捕団体の採捕区域は、当該市町村の行政区域内とすること。
- (4) 県内の総採捕数量（内水面を含む。）は、0.35トン以内とすること。

(使用漁具及び漁法)

第8条 使用する漁具及び漁法は、火光利用すくい網に限るものとする。

(採捕期間)

第9条 採捕期間は、令和3年12月12日から令和4年3月12日までとする。

2 漁業権のある区域については、前項の期間のうち当該漁業権者が同意した期間とする。

(報告の義務)

第10条 許可名義人は、採捕従事者の採捕数量及び指定集荷人の集出荷状況並びに現場巡回指導状況について、次の表の左欄に掲げる採捕期間ごとに取りまとめ、同表の右欄に掲げる期日までに書面をもって県に報告しなければならない。ただし、同表の右欄に掲げる期日が高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、当該休日の翌日を当該期日とする。

採 捕 期 間	期 日
<u>令和3年12月12日から同月31日まで</u>	<u>令和4年1月11日</u>
<u>令和4年1月1日から同月15日まで</u>	<u>令和4年1月25日</u>
<u>令和4年1月16日から同月31日まで</u>	<u>令和4年2月10日</u>
<u>令和4年2月1日から同月15日まで</u>	<u>令和4年2月25日</u>
<u>令和4年2月16日から同月28日まで</u>	<u>令和4年3月10日</u>
<u>令和4年3月1日から同月12日まで</u>	<u>令和4年3月22日</u>

- 2 前項の規定にかかわらず県が求めたときは、許可名義人は、採捕数量及び集出荷状況並びに現場巡回指導状況を取りまとめ、指定された期日までに書面をもって県に報告しなければならない。
- 3 流通センターは、県の指示する日時及び許可終了後、集出荷及び養鰻業者への供給状況を取りまとめ、速やかに書面をもって県に報告しなければならない。

（条件）

第11条 許可に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 6時30分から17時までの間は、採捕してはならないこと。
- (2) 採捕従事者一人につき使用する漁具は一式とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならないこと。
- (3) 魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用し、又は利用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、しらすうなぎを採捕してはならないこと。
- (4) すくい網の規模は、網口の周囲が3メートル以内、網の丈が1メートル以内とすること。
- (5) 採捕従事者は、採捕人証（次条第1項第2号に規定するものをいう。）を他人に譲渡し、又は貸与してはならないこと。
- (6) 県内のしらすうなぎ採捕量が0.35トン又は国内全ての養殖場のしらすうなぎの池入数量が池入数量の上限である21.7トンに達した場合に、知事が発する採捕の停止の命令に従わなければならないこと。

（遵守すべき事項）

第12条 許可名義人及び指定集荷人並びに採捕従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可名義人は、指定集荷人及び採捕従事者に対して、採捕及び集出荷が適正に行われるよう指導し、採捕流通秩序の維持を図らなければならないこと。
- (2) 許可名義人は、採捕従事者に対し、採捕に従事するときは他から見やすいように標識（令和3年度取扱要領7(2)クに規定するものをいう。）をつけさせるとともに、採捕人証を交付し、携帯させなければならないこと。
- (3) 採捕従事者は、採捕したしらすうなぎを許可名義人に出荷しなければならない。ただし、許可名義人が認める場合は、許可名義人が指定した指定集荷人に出荷しなければならないこと。
- (4) 許可名義人又は許可名義人が指定した指定集荷人は、集荷したしらすうなぎについては、流通センターへ出荷しなければならないこと。

2 流通センターは、高知県うなぎ稚魚（しらすうなぎ）需給要領に基づき、集荷したしらすうなぎを原則県内養鰻業者の種苗として供給しなければならない。

（許可の申請期間）

第13条 許可の申請は、この方針の施行の日から受け付けるものとする。ただし、第9条に定める採捕期間の始期から採捕を行う場合は、令和3年11月16日までに申請を行うものとする。

（違反者に対する措置）

第14条 規則及びこの方針に違反した者に対しては、採捕許可等を行わないものとする。

（留意事項）

第15条 許可名義人及び指定集荷人並びに採捕従事者は、この方針に基づく許可を受けてしらすうなぎの採捕を行うに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 規則第34条第1項の規定により、許可の内容及びこれに付した条件に反して全長21センチメートル以下のうなぎを採捕してはならないこと。
- (2) 規則第34条第4項の規定により、同条第1項の規定に違反して採捕したしらすうなぎ又はその製品を所持し、又は販売してはならないこと。
- (3) 規則第34条の規定に違反した者は、規則第58条第1項の規定により、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されることがあること。

附 則

この方針は、令和3年10月 日 から施行する。